

## 「道路土工構造物点検及び防災点検の効率化技術」応募資料作成要領

### 1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる\*1。様式は、一般財団法人 土木研究センターのホームページよりダウンロードすることができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「土工構造物点検及び防災点検の効率化技術」申請書（様式－1）
- ②技術概要書（様式－2）
- ③点検段階・点検対象・計測項目等チェックシート（様式－3）
- ④施工実績内訳書（参考－1）
- ⑤添付資料

\*1 提出資料①、②、③、④、⑤はA4版とすること。但し、⑤添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、⑤添付資料には通し番号を付けること。選定にあたって、新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

#### (1) Eメールでの提出の場合

全ての資料をPDFファイルに変換。①、②、③、④、⑤毎にファイルを作成（ファイル名の頭に①～⑤を記載）し送信すること。

なお、E-mailでの送信は、ファイル容量10MBを上限とし、上限を超える場合は郵送・持参による提出とする。

同一企業が複数の技術を提出する場合、メールの題名を「【公募資料提出】〇〇〇（公募名）」とし、公募毎にメールを分けて提出すること。

#### (2) 郵送・持参による提出の場合

①、②、③、④、⑤はまとめて1冊とし、左上角をクリップ等で留め、1部提出すること。また①～⑤に加え、電子データ（①～⑤のPDFファイルを収めたCD-R）を1式提出すること。

同一企業が複数の技術を提出する場合、公募毎に分割して資料を提出すること。

### 2. 各資料の作成要領

#### (1) 「土工構造物点検及び防災点検の効率化技術」申請書（様式－1）

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- ①応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「民間企業」であること。
- ②応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」または「民間企業」であること。なお、行政機関\*2、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

\*2 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究期間等の全ての機関を指す。

③予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局か

ら、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

申請書の宛先は、「一般財団法人土木研究センター 土工構造物研究部 点検効率化技術導入促進担当 宛」とする。

- 2) 技術名称は30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとする。
- 3) 「2. 窓口担当者（選定結果通知先等）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記する。応募者が複数の場合は、最初に代表となる企業の窓口担当者を記入すること。選定結果の通知は、代表となる企業の窓口担当者へ送付する。
- 4) 「3. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

## (2) 技術概要書（様式－2）

- 1) 技術名称及び副題は（様式－1）と同一のこと（技術名称は必須入力）。
- 2) 技術の概要を300字以内で簡潔に記入すること。
- 3) 技術の詳細は、以下の目次構成に従って記入すること。なお、各項目について文字数の制限は設けていないので、分かりやすく、具体的に記入すること。

### ①応募技術の概要・特徴

応募技術の概要・特徴を箇条書きで簡潔に記入すること。また、応募する技術がどの点検行為（道路土工構造物点検・防災点検）で、どのような対象（例：切土法面の変状、吹付のひび割れ、落石の有無など）に対して、どのような計測（計測項目）を行い、どの点検段階（通常点検、特定土工点検、防災カルテ点検等）で効率的であるかを簡潔に記入すること。技術の外観や活用の様子がわかる写真や図を添付すること。また必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

### ②応募技術の原理

応募技術により、道路土工構造物の現状及び変状の有無等、自然斜面の現状及び災害の兆候の把握、道路土工構造物及び自然斜面の変状の進行度合等の把握が行えるデータを取得・分析する原理について、計測範囲や計測精度等も含め箇条書きで簡潔に記入すること。また、応募技術がどのようなメカニズムで効率的・合理的になるかを簡潔に記入すること。

なお、対象物により原理が異なる場合には、上記の記入項目を対象物毎に記入すること。また必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

### ③応募技術の使用手法など

応募技術の使用手法、応募技術による点検対象区間あるいは安定度調査箇所の選定のための判断基準、道路土工構造物及び自然斜面の安定度評価のための指標等について、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、対象物により異なる場合には、対象物毎にこれらの情報を記入すること。また必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

### ④応募技術を使用する場合の条件（注意事項）など

応募技術を使用し、②で示した精度でデータの取得・分析ができる条件（現場条件・制約条件・留意点など）を、箇条書きで具体的に記入すること。応募技術の作業状況がわかる写真、

模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。なお、作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

#### ⑤点検の合理化・活用の効果

応募技術による道路土工構造物点検及び防災点検において、現場作業及び記録管理などで合理化される内容、期待される効果等を、箇条書きで具体的に記入すること。

#### ⑥概略費用（調査費用・機械経費・その他費用）

応募技術の使用にかかるトータルコスト及びそのコスト算出条件等を記入すること。なお、記入に際しては、直接的なコスト面だけでなく、道路通行規制時間の短縮や、計測頻度の低減等、間接的な効果も記入すること。また、コストに関係なく、省力化に繋がる効果があれば記入すること。概算費用の記載に際し算出条件は、過去の実績等に基づき、応募者で任意に設定してもよいが、それらの条件を明示すること。

#### ⑦検証方法・実施手順

応募技術の効果等を検証するための条件、方法、検証の実施手順、検証に必要な期間を記入すること。

#### ⑧特許等取得情報

特許等取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を黒塗り（■に置き換え）すること。また建設技術審査証明の取得技術や NETIS 登録技術などである場合には、その内容を「その他」に記入すること。

### (3) 点検段階・点検対象・計測項目等チェックシート（様式-3）

応募技術が対象とする点検段階、対象とする構造物及び計測項目などについて、様式-2の記載内容に基づき、別表1～別表4.2の該当箇所に記入を行うこと。

#### 別表1（応募技術が対象とする点検と点検段階）

様式-2の「①応募技術の概要・特徴」に記載した内容に基づき、応募技術が対象とする点検と点検段階について、該当する項目に「○」を記入すること。

#### 別表2（応募技術の要求性能の選定基準）

様式-2の「②応募技術の原理」に記載した内容に基づき、応募技術が該当している要求性能の要件について、該当する項目に「○」を記入すること。

#### 別表3「応募技術が対象とする構造物と計測項目（道路土工構造物）」

別表2で a)、b)、e)を選択した場合に記載すること。様式-2の「③応募技術の使用方法など」に記載した内容に基づき、公募要領案の記載例を参考に、具体的な計測項目と、その計測精度を記載する。

#### 別表4「応募技術が対象とする点検対象項目（防災点検）」

別表2で c)、d)、e)を選択した場合に記載すること。また別表4で選択した点検対象項目に対して、様式-2の「③応募技術の使用方法」などに記載した内容に基づき、公募要領案の記載例及び道路防災点検要領を参考に、具体的な計測項目と、その計測精度を別表4.1～4.4（応募技術で計測可能な項目）の例示のように記載すること。

#### (4) 使用実績内訳書（参考－１）

応募技術のこれまでの使用実績について、発注機関毎に記入すること。国土交通省の使用実績がある場合には、最新のものより５件程度を記入すること。国土交通省の使用実績がない場合でも、最新のものより５件程度を記入してよい。

なお、業務での使用実績がある場合は、工事を業務と読み替えて、記載すること。  
本項目は参考として使用するものとし、選定・評価に影響はないものとする。

#### (5) 添付資料

添付する資料名を本様式に記入すること。

添付資料－１（応募技術の原理を裏付ける試験結果）は必ず添付すること。

なお、ここでの「応募技術の原理を裏付ける試験結果」とは機械的な性能ではなく、対象とする事象（例えば、構造物の変状測定など）に対しての性能がわかる試験結果を指す。試験結果が提示できない場合は、今後想定している試験（実験）内容を記載すること。

添付資料－２（応募技術のパンフレット）は応募技術のパンフレット等を作成している場合に添付すること。

添付資料－３（公開特許公報のフロントページ）は特許等を取得している場合、公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）を必ず添付すること。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

上記の添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数はA４版各１０枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度とする。なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号（例：添付資料－１）をつけること。

但し、添付資料－２～３の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料－４から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り返さないこと。